

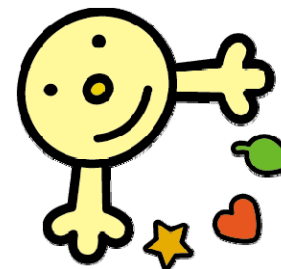
自動車リサイクル制度に係る 施行状況と課題

全国知事会・秋田県

内 容

○秋田県の施行状況

- 1 県の概況
- 2 許可・登録の状況
- 3 立入検査の状況



秋田県環境美化
マスコット「クリンちゃん」

○課題

- 4 解体業者の能力
- 5 使用済自動車の判別
- 6 不適正処理対策
- 7 ヤード業者対策

※課題については全国知事会を通じて各
文教環境委員県へ聴き取り調査を実施。²

1 県の概況

(1) 秋田県の指標

- ▶ 面積: 1万1,636平方km
(全国6位)
- ▶ 人口: 1,035,051人
(秋田市: 318,530人)
(平成26年12月)
- ▶ 総自動車保有台数: 817,545台
- ▶ 乗用自動車: 585,474台
(うち、軽自動車: 222,071台)
(平成25年3月)



図1-1 秋田県の位置

(2) 監視指導体制

▶ 県内8保健所で許可・指導を所管

※ 秋田市の区域は保健所設置市である
同市が所管。

▶ 環境衛生指導員：39名 その内、自り法担当：18名

▶ 非常勤職員：24名 (各保健所3名)

※不法投棄監視パトロールを担当。

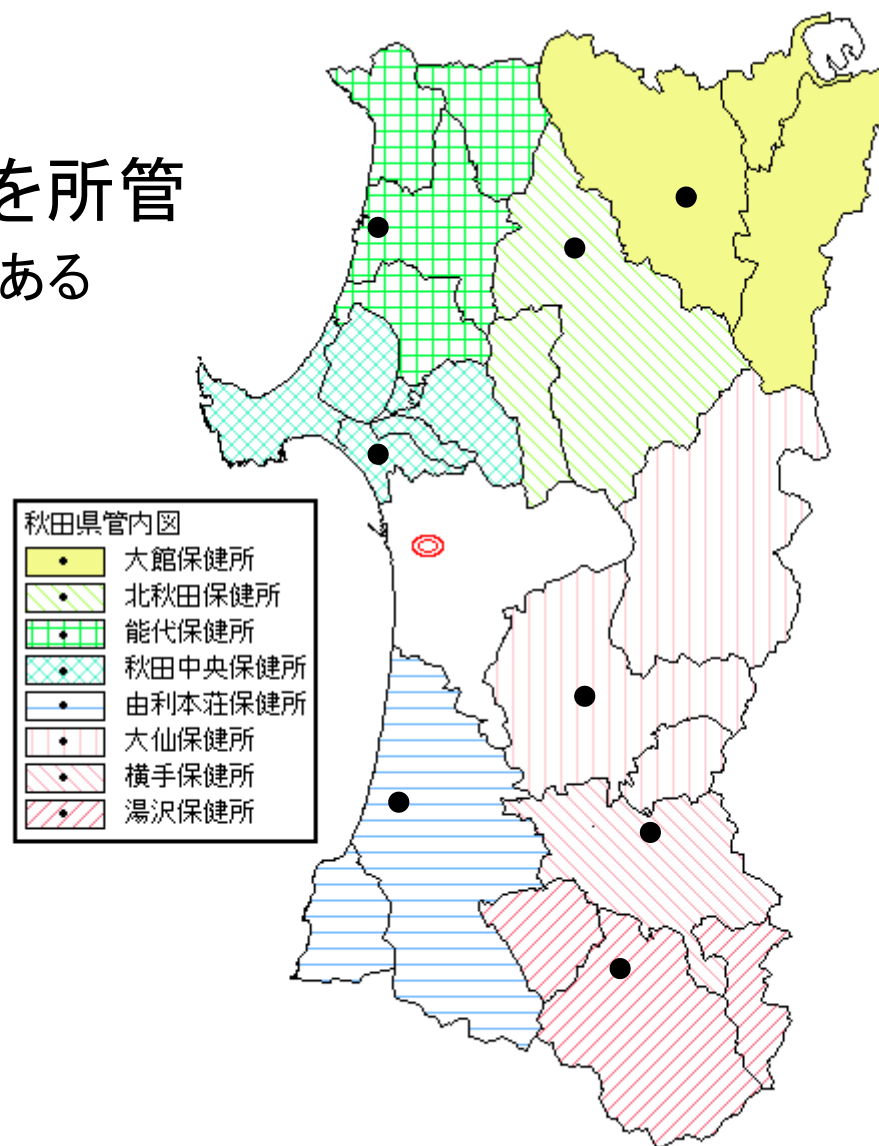


図1-2 秋田県内管内図

2 許可・登録の状況

(1) 許可・登録業者数

(平成25年度末。秋田市の許可・登録分を除く)

- ▶ 引取業 : 371業者
- ▶ フロン回収業 : 149業者
- ▶ 解体業 : 38業者
- ▶ 破砕業(前処理) : 13業者
- ▶ 破砕業(破砕) : 無し(秋田市に1業者)

(2) ASR処理関係許可業者数

(秋田市許可分を除く)

- ▶ 収集運搬業 : 130業者
- ▶ 処分業 : 1業者

※ASR・・・シュレッダーダスト

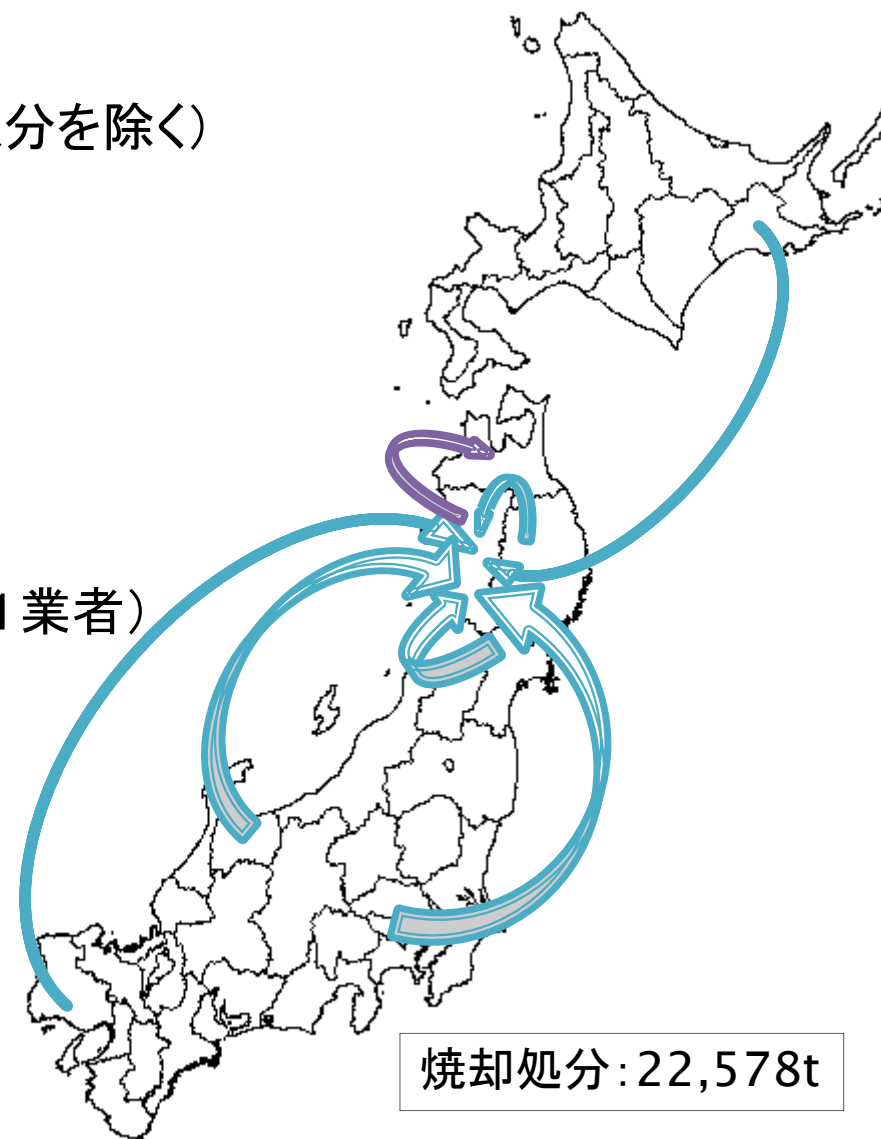


図2-1 ASR処分実績(平成25年度)

3 立入検査の状況

(1) 許可・登録業者に対する立入検査

○各保健所で立入検査計画を策定。

引取業、フロン回収業：必要に応じて

解体業：2年に1回

破碎業：1年に1回

※ただし、施設の稼働状況及び指導経緯により頻度を調整している。

○立入検査の結果（平成25年度）

検査件数：197件	{	口頭指導：45件
		文書指導：0件

(2) 不法投棄監視

非常勤職員が随時パトロールを実施。平成25年度は新たに17台の不法投棄等の疑いのある車両を発見し、総数は215台となっている。
また、11台の撤去を確認した。

4 課題：解体業者の能力

① 標準作業書に対する認識の欠如

- ・ 許可取得のために作成したという認識が強い。

② 標準作業書によらない作業への対応

- ・ 従業員に対して標準作業書の周知が徹底されていない場合、許可取消しの規定しか無く、是正を求める手法が限定的である。

【事例①】

エンジンや足回りなどの部品を解体作業場ではずし、解体作業場以外の部品置場や輸出用のコンテナピット（許可対象外）などに移動して保管する事業者があり、抜油後の部品であっても油分をすべて除去できるわけではなく、土壌汚染、水質汚濁が懸念されている。（他県事例）

【事例②】

油水分離槽の維持管理は標準作業書に記載されているが、その解体事業者が標準作業書を軽視して適正な維持管理を行っていないことも多く、他法令の規制もない。油水分離槽の清掃を適切に行わず、乳化剤を混ぜて公共用水域に排水している事例もあった。



環境保全を図るため、油分の取扱いについては標準作業書によらず、
一律の基準が必要

標準作業書によらない作業に対する指導・助言・勧告等の規定が必要

③ 処理能力と保管基準の明確化

- ・ 処理能力を基にした保管台数の基準が無く、届出により多量の使用済自動車を保管できる。

【事例③】

引取業等を併せ持つ解体事業者において、保管量に対して処理が追いつかず、届出保管台数を超えて保管される事例があった。



指導後



解体処理の能力に見合うよう保管量の規制が必要

5 課題：使用済自動車の判別

① 事業場における使用済自動車の客観的な判別

- ・ 解体業者の事業場において、使用済自動車か、中古自動車かの客観的な判別が難しい。

【事例④】

引取業・フロン回収業の登録を併せ持つ解体業者の事業場。指導の際に使用済自動車の客観的な判別が難しい。



自動車リサイクルシステムにおける処理状況がわかるよう紙媒体の備え付けなど、システムの更なる可視化が必要

② 倉庫利用自動車などの放置自動車への対策

- ・ 倉庫として利用されていた自動車が放置され、時間経過と共に朽ちて、景観上の苦情などが寄せられる場合がある。
所有者の特定や生活環境保全上の支障の有無、不適正保管・不法投棄として扱うかの判断が難しい。

【事例⑤】

使用が終了したと思われる自動車。
車内には物が保管されている。



ユーザーに対して自動車リサイクル制度のPRを図ることが必要

6 課題：不適正処理対策

① 名義貸し禁止規定適用の判断

- ・ 許可業者、特に部品の輸出を行う者とながりのある業者の中には、許可を取得した事業場でバイヤーや知人などが解体作業を行っている事例があり、雇用関係の確認が難しい。



従業員名簿備え付けの義務化が必要

② 不適正処理時の事業の停止

- ・ 解体業者が解体後の部品を不適正に処理した場合、自動車リサイクル法に使用済自動車の引取りを規制する明確な規定がない。

【事例⑥】

バンパー等をサーマルリサイクルを目的に回収したが、売却できずに廃棄物として多量に保管した事例。



解体業者が、使用済自動車から回収した部品を、廃棄物処理法に反して処理した場合、同法に連動して解体業の停止を命令できる規定が必要

③ 廃棄物該当性の輸出時の確認

- ・輸出品が廃棄物か否かの判別は、荷姿でないと難しい。

【事例⑦】

税関から環境事務所へ確認依頼があり、
合同で立入調査を実施。当該ハーフカット
自動車のエアバッグやフロントガラスの
状態から廃棄物と判断し、許可業者での
再処理を指導した。



輸出時の確認の強化と、税関や環境省との連携の強化が必要

【参考事例】

解体自動車の輸出時における自治体独自の取組事例 (電子マニフェスト添付)

茨城県では、自動車リサイクル法に違反して不適正な解体を防止するため、平成26年2月から、管内の税関から解体自動車を輸出しようとする事業者に対して、当該解体自動車が適正に解体されたものであることを確認できる書類として電子マニフェストの画面印刷物の添付を求めている。

※ 解体自動車は許可を受けた解体業者によって適正に解体された物を除き、自動車リサイクル法の規定によって廃棄物とみなされており、不適正に解体された物は廃棄物処理法違反となる可能性がある(無確認輸出罪)。

※ 新潟県及び小樽市においても同様の取組事例がある。

車台番号	引取報告日	引取元事業者/事業所名	引取報告日	引取先事業者/事業所名	引取先引取報告日	車台選択
TEST01100224092	2006/04/17	ZTS回収J P01 ZTS回収J P01本社	2006/09/01	テスト電機株式会社 テスト電機株式会社 大門口支所	2006/01/01	閲覧

(添付される画面印刷物の例)

7 課題：ヤード業者対策

① 外国籍経営者への対応

- ・ 外国籍経営者のヤードでは、経営者の不在が多く、実質的に事業場の管理をしておらず、指導が徹底できない。

② 関係機関との連携

- ・ 盗難車を不適正に処理し輸出する事例や、日本語が通じず立入検査時に十分な事情聴取ができないなどの事例があることから、警察など関係機関との連携を促進することが重要である。

【参考事例】

自動車解体ヤードに関する条例を設けている自治体の事例

○千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例 (千葉県)

自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる不法ヤードについて、土壌や地下水の汚染など生活環境への悪影響が懸念されるばかりでなく、自動車盗難等の犯罪の温床ともなっている状況がある。

このため、特定の自動車部品のヤード内保管等を適正化するため、保管者に対し、保管等に係る届出、油の地下浸透の防止措置、取引相手の確認・記録、標識掲示等を義務付けるとともに、知事の勧告、命令、報告徴収、立入検査等に関する規定を設けた。(平成27年4月施行)

最後に

他のリサイクル法に比べおおむね順調に運用しているが、事例などを踏まえると、さらなる法による規制強化も必要と考える。

法令を遵守し、適正な処理を行っている許可業者が選択されるインセンティブをもたらす制度が望ましい。

自再協との合同一斉立入調査については、本県職員の技術向上に大きく寄与していることから、派遣回数を増やしたうえで、継続をお願いしたい。